令和３年松前町議会規則第１号

松前町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和３年３月19日

松前町議会議長　加　藤　博　徳

松前町議会会議規則の一部を改正する規則

松前町議会会議規則（平成元年松前町議会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（欠席の届出） 第２条　議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、議員が出産＿＿＿＿のため出席できないときは、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （請願書の記載事項等） 第88条　請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所＿＿＿＿（法人の場合にはその所在地＿＿＿＿＿＿）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。 ２・３　略	（欠席の届出） 第２条　議員は、事故＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ２　議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が出産及び疾病のため出席できないときは、日数を定めて＿＿、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （請願書の記載事項等） 第88条　請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ならない。 ２・３　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。